

■我孫子市民体育館

改定日 令和2年10月1日

1時間当たり(円)

施設名	利用区分		改定前の金額	改定後の金額
トレーニング室	個人利用 ※中学生から利用可	一般	190	200
		高校生以下 65歳以上	90	100
野球場	団体利用	一般	1,400	1,500
		高校生以下 65歳以上	700	750
テニスコート	団体利用	一般	400	500
		高校生以下 65歳以上	200	250

■利根川ゆうゆう公園(スポーツゾーン)

改定日 令和2年10月1日

1時間当たり(円)

施設名	利用区分		改定前の金額	改定後の金額
サッカー場(少年用)	団体利用	高校生以下	—	500
野球場(少年用)	団体利用	高校生以下	—	350

■湖北台中央公園

改定日 令和2年10月1日

1時間当たり(円)

施設名	利用区分		改定前の金額	改定後の金額
野球場	団体利用	一般	700	800
		高校生以下	350	400

■我孫子市、取手市に居住、在勤又は在学する者以外の者の使用料(有料公園施設)

改定日 令和2年10月1日

改定前	改定後
1.5倍	2倍